

新市建設計画案

平成16年6月

さいたま市・岩槻市合併協議会

目 次

序論

1 合併の必要性と効果.....	1	
2 新市建設計画の策定方針	3	
新市の概況及び主要指標の推計		
1 新市の概況		
(1) 位置及び地勢.....	4	
(2) 人口及び世帯.....	5	
(3) 産業.....	6	
2 主要指標の推計		
(1) 人口及び世帯.....	8	
(2) 産業.....	8	
新市建設の基本方針		
1 新市建設の基本理念と将来都市像		
(1) 基本理念	10	
(2) 将来都市像.....	11	
2 岩槻区域の位置付け.....	12	
3 都市構造の基本方針		
(1) 都市軸の構成と機能.....	13	
(2) 土地利用ゾーンの構成	14	
(3) 拠点の構成と機能.....	15	
施策の方向性及び概要.....		17
1 環境・アメニティの分野	19	
2 健康・福祉の分野	20	
3 教育・文化・スポーツの分野	22	
4 都市基盤・交通の分野.....	24	
5 産業・経済の分野	26	
6 安全・生活基盤の分野.....	28	
7 交流・コミュニティの分野.....	29	
財政計画.....	30	

序論

1 合併の必要性と効果

交通網の発達などにより、住民の生活圏が行政区域を越えて広がっており、環境問題への対応や防災対策、市域を越えて連なる市街地の整備など、行政課題も広域化しています。また、一層進む少子高齢化のもと、増大、多様化する行政への市民ニーズに対応し、将来にわたって良質のサービスを確実に提供する行政体制を整えることも大きな課題となっています。

地方分権が進むなか、このような課題に対応するには、自立的かつ効率的、合理的に行政サービスを提供する体制を整備する必要があり、市町村合併はその有効な手段となるものです。

さいたま市と岩槻市は、東武野田線のほか、県道さいたま春日部線や国道 16 号、463 号などにより結ばれ、埼玉高速鉄道線浦和美園駅周辺では市境を挟んで一体的な市街地の形成が進められており、通勤・通学や買物などの日常生活や都市機能上の結びつきを深めています。

歴史的には、中山道を軸に都市形成を進めた県都さいたま市と、城下町、日光御成道の宿場町として発展した岩槻市という特徴があり、また、高度な商業業務機能の集積した政令指定都市さいたま市と、人形という伝統工芸に象徴される歴史文化に彩られた岩槻市という個性があります。

2市の合併により、このような特性を生かした一体的な都市形成が可能となります。

(1) 多様となる地域資源を活用した、ヒト・モノ・情報の集まる活力ある都市の形成

少子高齢化による経済活動の縮小、活力の低下が懸念されるなか、ヒト・モノ・情報の集まる魅力ある都市づくりを進め、都市の活力を高めることが必要となっています。

さいたま市には高い商業・業務機能の集積があり、盆栽やサッカーなどの地域資源に加え、人形という江戸時代から続く伝統産業や寺社など歴史文化資源の豊富な岩槻市と合併することにより、都市の魅力がさらに多彩となります。また、さいたま市の象徴である見沼田圃に加え、綾瀬川、元荒川や斜面林など緑の資源もより豊かになります。

さらに、東北自動車道の岩槻 IC (インターチェンジ) を北の拠点、東北自動車道の浦和 IC、東京外かく環状道路の浦和 IC を南の拠点として、東西方向の鉄道に加え広域交流を支える高速道路網も充実することとなります。

このように、都市づくりに活用すべき資源が一層多様となり、政令指定都市として、また、首都圏の一翼を担う都市としての発展性がさらに高まります。

(2) 共通する課題に対する取り組みの強化

さいたま市と岩槻市の境を挟んで広がる浦和東部・岩槻南部地域では、文化・スポーツ・娯楽機能を核に国際的な交流拠点の形成を目指す「国際アメニティタウン構想」に基づくまちづくりが進められており、運輸政策審議会の答申を踏まえた地下鉄7号線の延伸とともに、両市にまたがる広域的課題への総合的な取り組み体制が強化されることとなります。

また、見沼田圃から綾瀬川にかけての空間は、それぞれの市を代表する自然資源であり、その維持、保全、創造に向けた取り組みを一体的、効果的に推進できるようになります。

このほか、今後急速に進む高齢化への対応、資源循環型社会の実現など、重要な課題に関する諸施策を効率的、効果的に進められるようになります。

(3) 大都市としての特性の活用と魅力の向上

岩槻市の区域は合併によりさいたま市に編入されることとなります。政令指定都市の権限は一般市と比べて大きく、さいたま市の行財政基盤も安定的であり、地方分権に対応した自立性の高い都市づくりを進める上で優位性があります。また、市域が区になり、新たに区民会議が設置されることにより、これまでの市民の主体的なまちづくり活動の蓄積を生かしつつ、身近できめ細かなまちづくりの体制が一層整備されることとなります。

さいたま市においても、岩槻市の歴史的資源などを活用することにより、首都圏での個性豊かな大都市として、その魅力が一層高まっていきます。

区民会議：各種団体を代表する委員、公募委員などで構成され、地域の課題についての協議や提言を行う一方、行政との協働によるまちづくりなどの活動を行うもの。区の特徴を生かした魅力あるまちづくりを行うとともに、区政に広く区民の意見を反映させることを目的とする。

2 新市建設計画の策定方針

(1) 趣旨

さいたま市と岩槻市との合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に進めることを目的に、両市の一体性の速やかな確立及び地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため具体的な施策の方向を示すものとします。

(2) 構成

本計画は、新市建設の基本方針、事業計画及び財政計画を中心に構成します。

(3) 期間

本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10か年度とします。

(4) 対象区域

本計画は、さいたま市及び岩槻市の区域を対象とします。

(5) 計画の基本指針

岩槻市第3次総合振興計画を参考に、さいたま市総合振興計画を踏まえた計画とします。

地方財政の厳しい状況の下、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を基本に、真に両市の合併後のまちづくりに資する計画とします。

合理的で健全な財政運営に裏付けられた計画とします。

地域の特性やバランスを考慮した計画とします。

新市の概況及び主要指標の推計

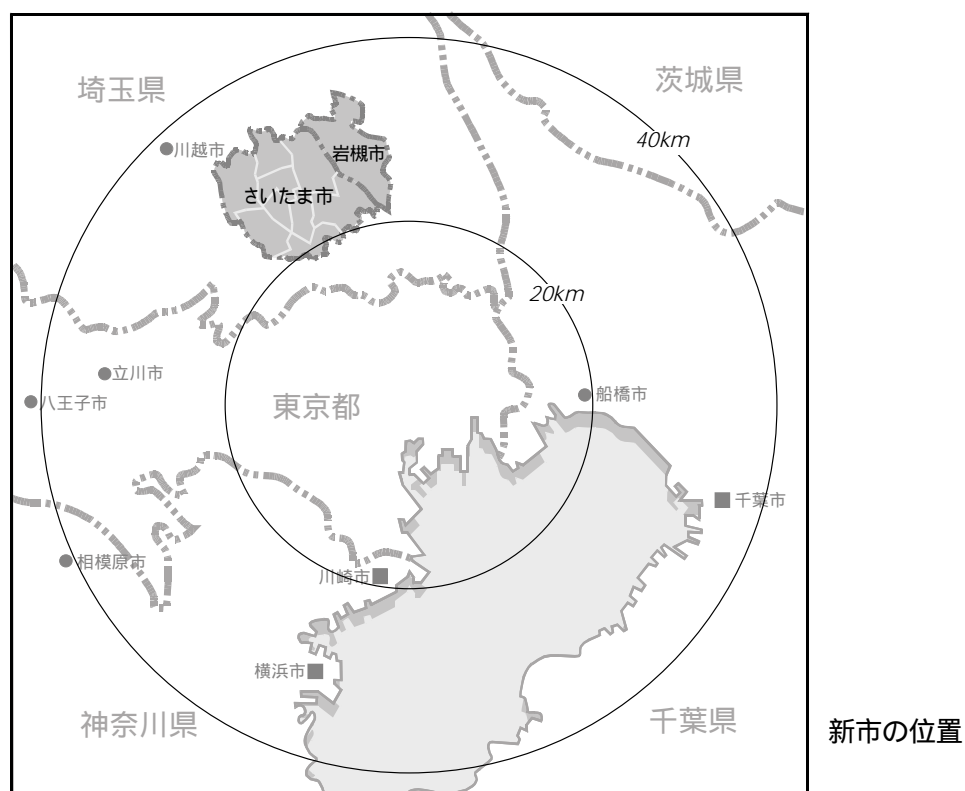
1 新市の概況

(1) 位置及び地勢

新市は埼玉県の南部、東京都心から北に向かって20～40 kmに位置しています。市域は東西、南北ともに約20kmの広がりを持ち、面積は217.49 km²(さいたま市 168.33 km²、岩槻市 49.16 km²)となっています。

地形は全体的に高低差が少なく平坦で、荒川、芝川、綾瀬川、元荒川などが流れ、これら河川沿いはまとまった水と緑の空間となっています。ことに、芝川に沿って広がる農地は見沼田圃として知られるほか、台地の縁には斜面林も残され、貴重な自然資源となっています。

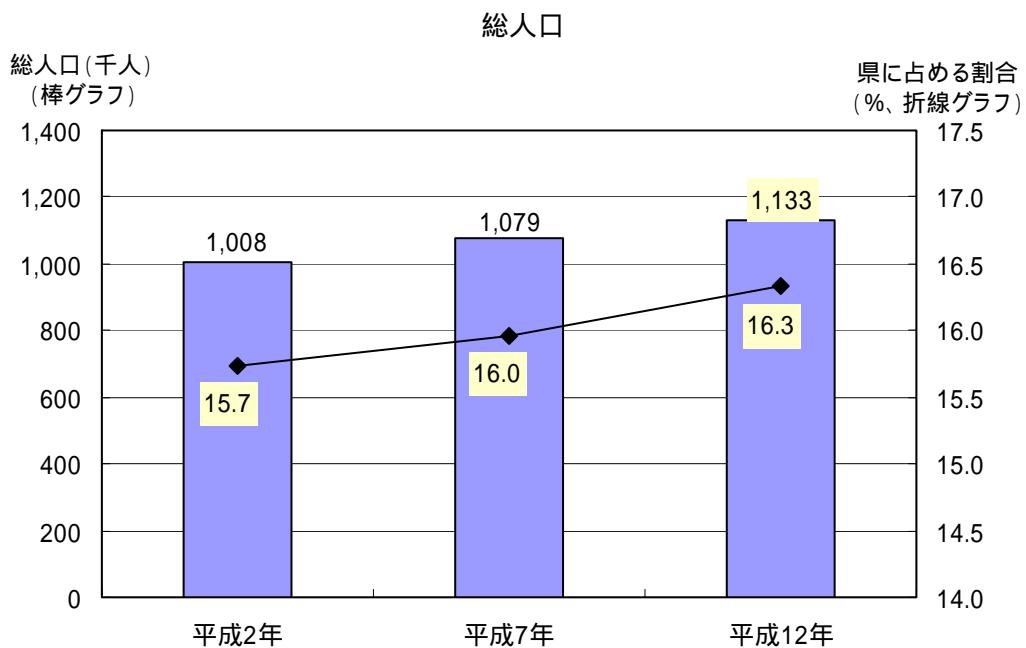
新市の西部から中央部にかけては、南北方向に走る鉄道網によって交通利便性が極めて高く、密度の高い市街地が形成されている一方、東部では、東西に延びる東武野田線の駅周辺を核として、帯状に市街地が形成されているほかは、農地や集落が広がり、緑が豊かに残されています。



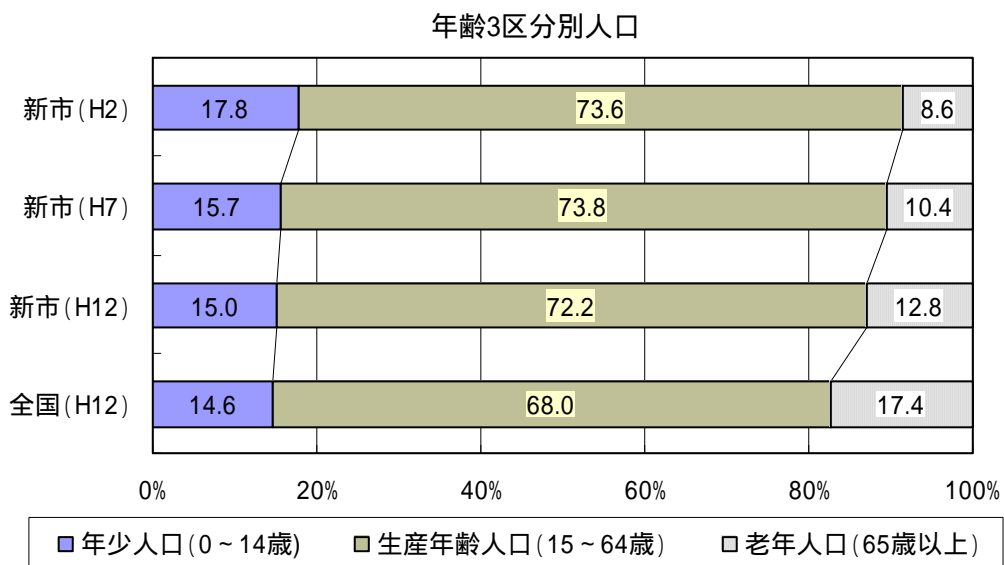
(2) 人口及び世帯

平成12年の国勢調査による人口は1,133,300人(さいたま市1,024,053人、岩槻市109,247人)で、平成2年に比較し12.5%の人口増加を示しており、埼玉県全体の人口に占める割合も16.3%へと増加しています。

また、平成12年の年齢3区分別人口をみると、全国平均に比べ若い年齢構成となっています。しかし、平成2年に比べて年少人口の減少と老年人口の増加が目立っており、少子・高齢化が進展していることが分かります。

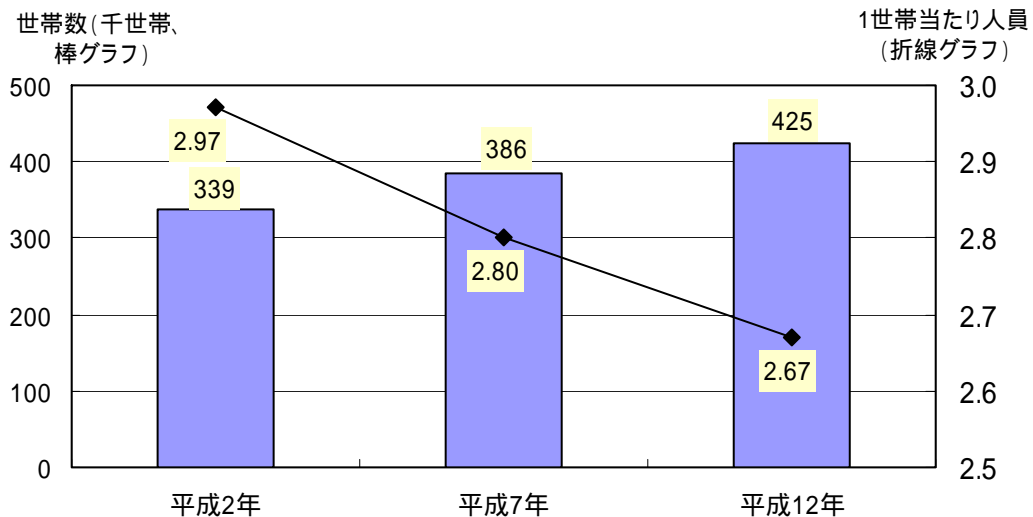


注：人口は、各年の国勢調査に基づく旧浦和市、大宮市、与野市と岩槻市の合算



世帯数については、平成 12 年現在、約 42 万 5 千世帯となっており、平成 2 年に比較し約 25.5% の増加を示しています。一方、1 世帯あたり人員は平成 12 年には 2.67 人に減少しており、核家族化が進んでいることが示されています。

世帯数と1世帯あたり人員



(3) 産業

就業者数（市内居住者のうち就業している人口）及び従業者数（市内で就業している人口）を平成 2 年と比較すると、ともに増加を続け、平成 12 年にはそれぞれ 56 万 7 千人、47 万 5 千人となっています。しかし、産業別の従業者数の推移をみると、第 1 次産業が年々減少を続け、また、第 2 次産業も近年は減少に転じています。一方、卸売業・小売業やサービス業を中心とする第 3 次産業は安定的な増加傾向を示しています。

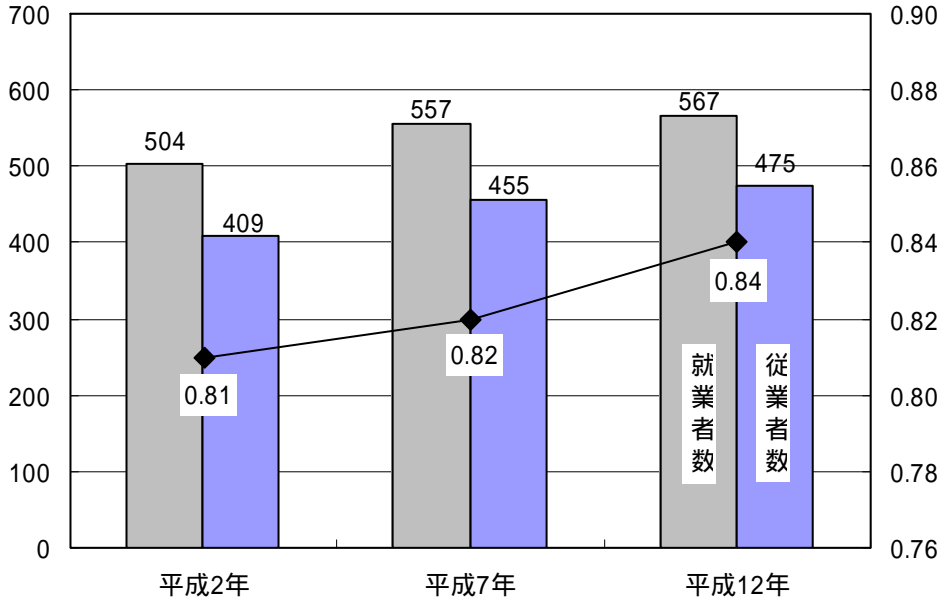
この結果、平成 12 年における産業構成比を埼玉県平均に比べると、第 1 次産業及び第 2 次産業が少なく、第 3 次産業の構成比が著しく大きいのが特徴となっています。

都市の性格を示す指標として就従比（注）をみると、平成 2 年の 0.81 から平成 12 年には 0.84 に上昇しており、業務地としての性格が強まっていることを示しています。

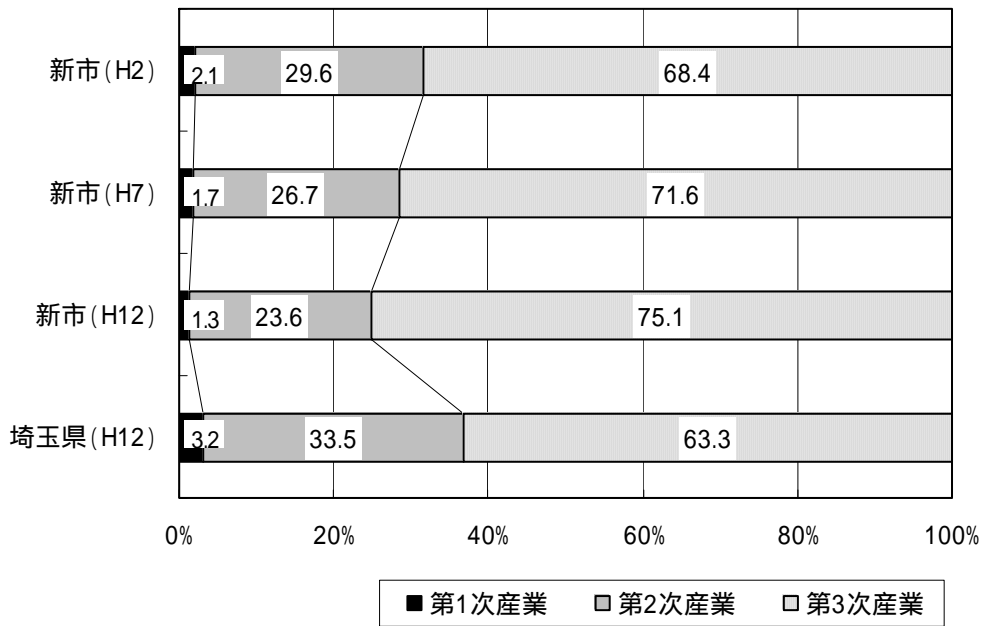
注：就従比は、従業者数を就業者数で除して算出されるもので、数値が小さい場合にはベッドタウンの性格、数値が大きい場合には業務地としての性格が強まることを示す。

就業者数
従業者数
(千人)

就業者数、従業者数と就従比



産業別従業者数構成比



2 主要指標の推計

(1) 人口及び世帯

新市の人口は、今後も社会増が引き続き見込まれ、平成 26 年には 129 万 8 千人に達すると推計されます。

年齢 3 区分別人口のうち年少人口は、実数としては平成 12 年の 17 万人から平成 26 年には 17 万 7 千人へと若干の増加が見込まれますが、総人口に占める構成比は 15.0% から 13.6% に減少すると推計されます。

一方、老年人口については、実数は平成 12 年の 14 万 5 千人から平成 26 年の 27 万 1 千人へと約 1.87 倍に、また、構成比についても 12.8% から 20.9% へと大きく増加し、高齢化が進んでいくと見込まれます。

世帯数については、人口増加に加えて、核家族化の進展や単独世帯の増加による 1 世帯当たり人員の減少という要因もあって、平成 12 年の 42 万 5 千世帯から平成 26 年には 54 万 7 千世帯へと 12 万 2 千世帯程度の増加が見込まれます。

(2) 産業

新市の人口増加に伴って就業者数は増加を続け、平成 12 年の 56 万 7 千人から約 18% 増加し、平成 26 年には 66 万 7 千人になると見込まれます。

一方、従業者数は、さいたま新都心の成熟などにより、第 3 次産業の従業者数が第 1 次産業及び第 2 次産業の従業者数の減少を補って増加し、従業者数の全体としては、平成 12 年の 47 万 5 千人から平成 26 年の 63 万人へと約 33% 増加するとともに、産業別にみると、第 3 次産業の従業者数の構成比が平成 12 年の 75.1% から平成 26 年の 84.1% へとさらに高まると見込まれます。

このように、就業者数と従業者の双方が増加すると推計されますが、従業者数の伸びが就業者数の伸びを大きく上回るため、就従比は平成 12 年の 0.84 から平成 26 年には 0.94 に増加すると見込まれ、新市の業務地としての自立性が高まっていくことを示しています。

主要指標の推計

		平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 26 年 (2014 年)
総人口(千人) (A)		1,008	1,079	1,133	1,298
実数 (千人)	年少人口(0~14歳)	179	169	170	177
	生産年齢人口(15~64歳)	740	796	817	850
	老年人口(65歳以上)	87	112	145	271
構成比 (%)	年少人口(0~14歳)	17.8	15.7	15.0	13.6
	生産年齢人口(15~64歳)	73.6	73.8	72.2	65.5
	老年人口(65歳以上)	8.6	10.4	12.8	20.9
世帯数(千世帯) (B)		339	386	425	547
1世帯当たり人員 (A/B)		2.97	2.80	2.67	2.37
就業者数(千人) (C)		504	557	567	667
従業者数(千人) (D)		409	455	475	630
実数 (千人)	第1次産業	8	8	6	4
	第2次産業	121	121	112	96
	第3次産業	279	326	357	530
構成比 (%)	第1次産業	2.1	1.7	1.3	0.6
	第2次産業	29.6	26.7	23.6	15.2
	第3次産業	68.4	71.6	75.1	84.1
就従比 (D/C)		0.81	0.82	0.84	0.94

注1：平成2年、平成7年及び平成12年は国勢調査による実績値（旧浦和市、大宮市、与野市及び岩槻市）

注2：平成26年の指標値は、さいたま市総合振興計画、岩槻市総合振興計画における将来指標値に基づいて推計

注3：平成2年、平成7年及び平成12年の人口には年齢不詳人口が存在するため、年齢3区分別人口の合計は総人口に一致しない。

注4：就業者数：市内居住者のうち就業している人口

注5：従業者数：市内で就業している人口

注6：平成2年、平成7年及び平成12年の従業者数のうち、「分類不能」の産業については、第3次産業に含む。

注7：就従比：従業者数を就業者数で除して算出されるもので、数値が小さい場合にはベッドタウンの性格、数値が大きい場合には業務地としての性格が強まることを示す。

新市建設の基本方針

1 新市建設の基本理念と将来都市像

(1) 基本理念

「市民と行政の協働」「人と自然の尊重」「未来への希望と責任」を新市の都市づくりの基本理念とします。

新市建設の基本理念

市民と行政の協働

市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって、地方分権をリードする市民本位の自立した都市づくりを進めます。

人と自然の尊重

一人ひとりの市民が互いを思いやり、積極的に交流を図りながら、私たちが生きる環境を大切に、人と自然を尊重した都市づくりを進めます。

未来への希望と責任

さいたま市らしい固有の魅力を創出し、活力に満ち未来への希望にあふれる持続可能な都市づくりを進め、未来に引き継いでいく役割と責任を果たします。

(2) 将来都市像

「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」「若い力の育つゆとりある生活文化都市」を新市の将来都市像として掲げます。

将来都市像

多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市

新市には、新幹線5路線などが集まる交通の要衝という特性に加え、東北自動車道などの高速道路の利便性にも優れ、120万人規模の人口、また、様々な都市機能の集積があります。

さいたま新都心の整備を契機として、ヒト・モノ・情報の拠点性を高めながら、新しい産業や多種多様な市民活動を創造して、国内外と交流する活力ある自立都市を目指します。

見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市

新市には、首都圏有数の自然資源である見沼田圃や荒川などがあり、また、様々な生物が生息する緑地や水辺も残されています。このような空間を保全、再生、創出するとともに、地球環境問題にも積極的に取り組み、人と自然が共生する緑豊かな都市を目指します。

若い力の育つゆとりある生活文化都市

福祉・教育などの社会的なサービスや様々な生活基盤の充実を図り、すべての市民が多様な価値観やライフスタイルに応じた質の高い、心豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。

また、時代を担う人材を育て、新しい文化を生み出す個性と魅力あふれる都市を目指します。

2 岩槻区域の位置付け

岩槻区域は、古くから城下町として、また日光御成道の宿場町として発展し、歴史的・文化的な雰囲気と緑の多い市街地を有しており、江戸時代から続く地場産業の「人形づくり」は広く全国に知られています。また、その周囲には、台地斜面部に形成された環状の緑地帯、綾瀬川、元荒川などの水辺空間や農地が広がるなど、豊かな水と緑の空間に恵まれています。

岩槻区域においては、これら地域固有の資源を生かし、交流の活性化を通じて拠点性の向上を図りながら、自然と調和した生活の場としての魅力を向上させ、新市の都市づくりにおいて次の役割を果たすものとしします。

多核連携型の都市構造における拠点機能

- 地下鉄 7 号線延伸の促進や東北自動車道の活用をはじめとする道路・交通機能の向上、交流の活性化を通じた都市機能の充実など、岩槻駅周辺地区の拠点性の向上を図り、都心・副都心との連携を深めて、新市全体としてのコンパクトな都市づくりを目指した多核連携型の都市構造における拠点としての役割を担っていくこと。

特色ある新しい文化の創出と交流の活性化

- 地域固有の歴史・文化や伝統的な「人形づくり」を生かしながら、特色ある新しい地域の文化を形成していくこと。
- 盆栽村などとの連携を進めながら、地域固有の歴史的な文化を広く情報発信して、新市における多様で広域的な交流の拠点を形成していくこと。

恵まれた水と緑を生かした居住空間の提供

- 台地上に形成された市街地を環状に取り囲む斜面緑地をはじめとする緑の空間、綾瀬川や元荒川の水辺空間など、周辺の自然環境と調和し、水と緑に恵まれた居住空間を提供していくこと。
- 美園地区と連携した国際アメニティタウンの形成、地下鉄 7 号線沿線の計画的な整備などを進めていくこと。

3 都市構造の基本方針

新市の都市構造としては、自然環境の保全・再生や既成市街地の再構築を基本とするコンパクトな都市づくりによって、多核連携型の都市構造の実現を目指すことを基本とします。

以下、「都市軸」、「土地利用」、「拠点」の観点から、その方向性を示します。

(1) 都市軸の構成と機能

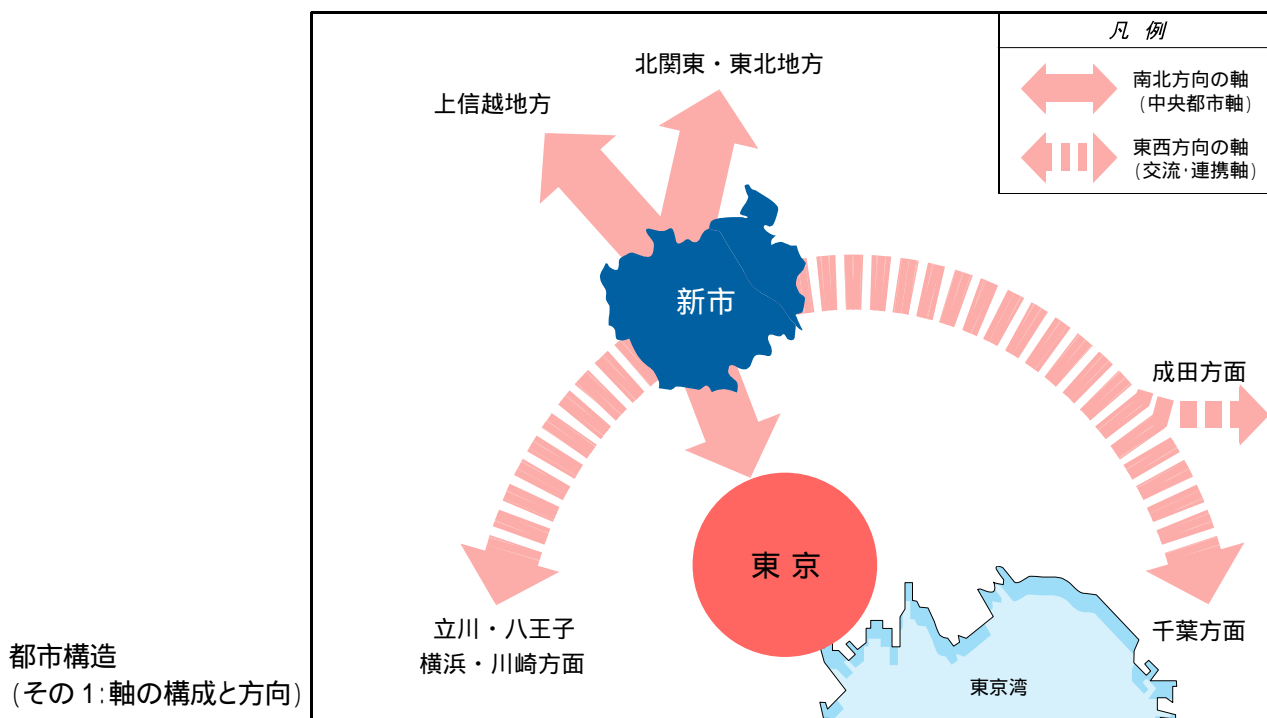
都市構造を首都圏の全体的な都市構造の中で捉え、新市を貫く首都圏の放射方向の軸を「中央都市軸」、環状方向の軸を「交流・連携軸」と位置付けます。

<中央都市軸>

新市は首都圏の放射軸の役割を担っている南北方向の道路・鉄道に沿って都市的な機能集積が進んでいます。このことを生かし、新市が自立性を高め、「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」の実現を目指すために、この南北方向の軸を「中央都市軸」として新市の主軸と位置付け、その機能を強化していくものとします。

<交流・連携軸>

交流・連携軸は今後積極的に形成を図るべき軸であり、広域的には、東京中心部から環状方向に位置する業務核都市などとの連携を促進する機能を有し、中央都市軸との相乗効果によって、東京中心部からの機能分散の受け皿として都市機能の集積と機能の高度化を誘導する役割を担います。



(2) 土地利用ゾーンの構成

土地利用ゾーンは、次のとおり「都市ゾーン」「市街地ゾーン」「緑地ゾーン」から構成します。

<都市ゾーン>

「都市ゾーン」は新市中央部を南北方向に縦断する鉄道に沿った区域で、行政、経済、文化などの多様な都市機能の集積が進み、新市の都市活動の中心的な役割を担っています。

都市ゾーンにおいては、市街地の再生を図りながら高次都市機能の集積を進めるとともに、都市機能の有機的な連携を強化し、魅力ある広域交流拠点の形成を目指します。

<市街地ゾーン>

「市街地ゾーン」は都市ゾーンの東西両側に広がる市街地で、水と緑に恵まれた居住機能を中心に、商業機能や工業機能も集積しています。

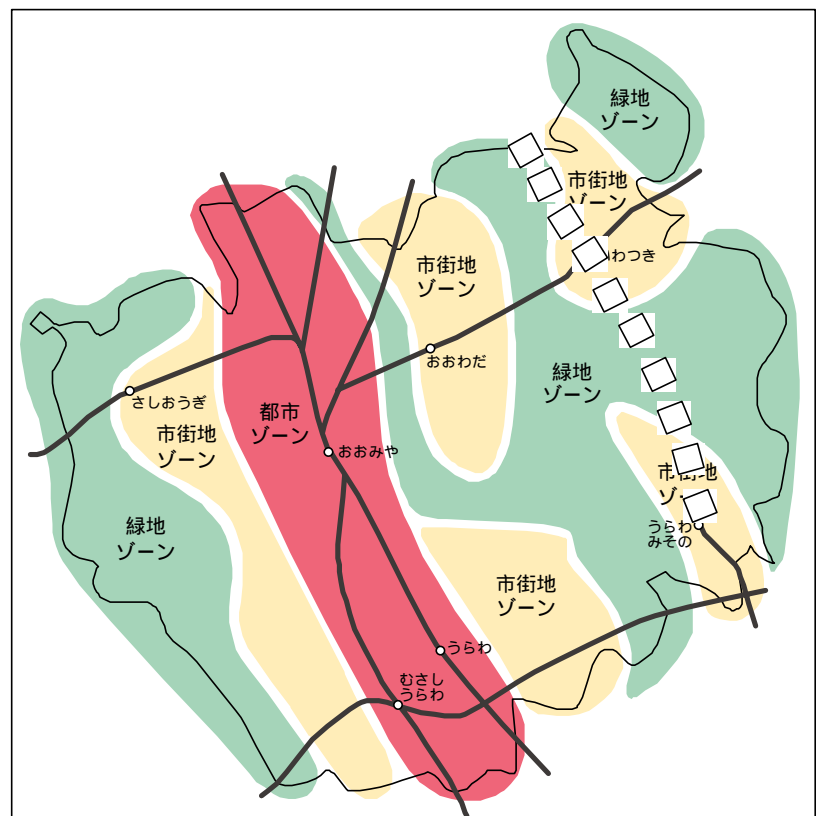
市街地ゾーンにおいては、それぞれの地区の特性を踏まえながら、土地利用の再編の誘導、生活基盤の整備や緑の空間の創出などにより、ゆとりある良好な住環境の創出を目指すとともに、防災面や環境面に配慮した利便性の高い市街地の形成を進めます。

<緑地ゾーン>

「緑地ゾーン」は一部に開発された地区も見られますが、緑地や水辺空間、農地などの豊かな自然環境に恵まれた区域で、見沼田圃、荒川河川敷や元荒川を中心として新市の市街地を包み込むように配置されています。

緑地ゾーンにおいては、自然環境の保全と農業の振興を基調としながら、水と緑のネットワークの骨格の形成、また、市民生活にやすらぎや潤いを提供する空間として、その活用・創造を図ります。

都市構造
(その2:土地利用ゾーン)



(3) 拠点の構成と機能

拠点は、都心、副都心、地域拠点から構成します。

大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区と浦和駅周辺地区の2地区を「都心」と位置付けます。また、これら都心を包含する区域を「中心市街地」とします。

多核連携型の都市構造の実現に向けた拠点として、日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区の4地区を「副都心」と位置付けます。

主な鉄道駅周辺や区役所周辺などを「地域拠点」と位置付けます。

<都心>

都心（大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区、浦和駅周辺地区）は、高次都市機能の集積により新市の都市活動の基幹的な役割を果たすもので、業務核都市として首都機能の一翼を担います。

大宮駅周辺地区では広域的な商業・業務機能や交流機能、さいたま新都心周辺地区では広域行政機能、業務機能、文化機能、交流機能などの機能集積を進め、両地区の連携を深めつつ、一体的な都心としての形成を進めます。

浦和駅周辺地区においては行政機能を担うとともに、商業・業務機能、文化機能を中心として集積を図り、都心としての形成を進めます。

中心市街地においては都心間の連携の強化、高次都市機能の集積を誘導するとともに、これからの時代の新たな産業の振興、多様な人々の交流の活性化を図る拠点づくりを進めます。

<副都心>

副都心（日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区）は、都心と連携しながら、その機能を補完するとともに、新市の都市活動を多様化する役割を果たします。

そのため、都市基盤の整備を進めながら、商業・業務機能など高次都市機能の集積や都心居住の実現、地域に集積する歴史文化資源の活用による交流機能の向上を図り、地域の自然環境を生かしつつ、それぞれの特性に応じた拠点の形成を進めます。

日進・宮原地区は商業・業務機能と都市型住宅を併せ持った高次複合都市を目指します。

武蔵浦和地区は商業・業務機能と住宅との均衡のとれた職住近接型高次複合都市を目指します。

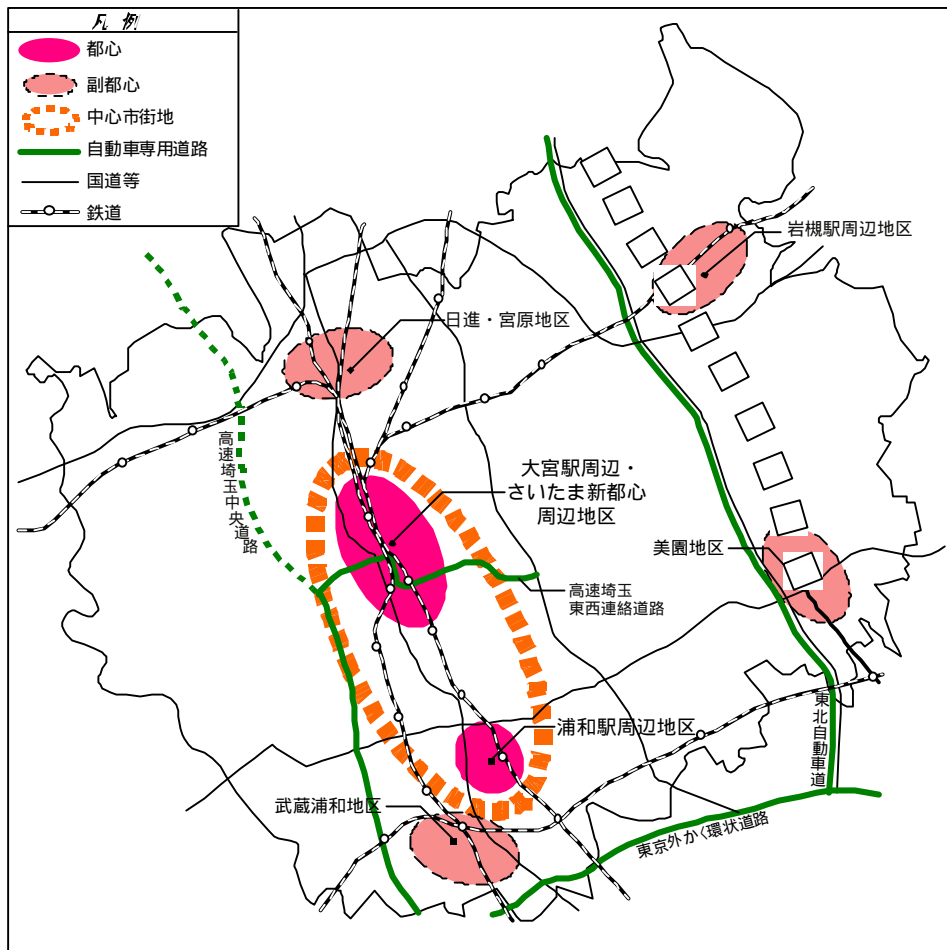
美園地区は商業・業務機能とともに、スポーツ・交流・自然をテーマに、快適空間、快適生活を創造する「国際アメニティタウン」を目指します。

岩槻駅周辺地区は歴史と伝統に支えられた地域資源を生かし、自然環境との調和を図りつつ文化・交流機能の充実を進め、特色ある拠点の形成を目指します。

< 地域拠点 >

地域拠点は、行政区レベルでの市民の多様な活動や日常生活の中心となる拠点であり、商業・業務機能の充実と、市民活動や日常生活の利便性を高める都市的な諸機能の集積や文化機能、交流機能、行政サービス機能などの充実を図ります。

都市構造(その3:拠点の構成と配置)



施策の方向性及び概要

新市の一体性の速やかな確立及び地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、「新市建設の基本方針」に基づき、「施策の体系」に沿って、総合的かつ計画的な整備を推進します。

また、都市づくりに当たっては、「市民と行政の協働」と「効果的で効率的な行財政運営」を基調として進めていきます。

<市民と行政の協働による都市づくり>

情報公開制度の適切な運用、多様な媒体を活用した広報・広聴の充実など、市民と行政の情報の共有を進めるとともに、協働の仕組みづくりを進めながら、政策形成段階、事業計画の策定段階、事業実施段階や施策評価段階など、行政運営の各段階における協働を推進します。

また、市民のボランティア活動やコミュニティ活動をはじめ、多様な自主的活動の活性化に向けて、活動の場の確保・充実、人材育成、情報提供やネットワークづくりなど、積極的な支援を行います。

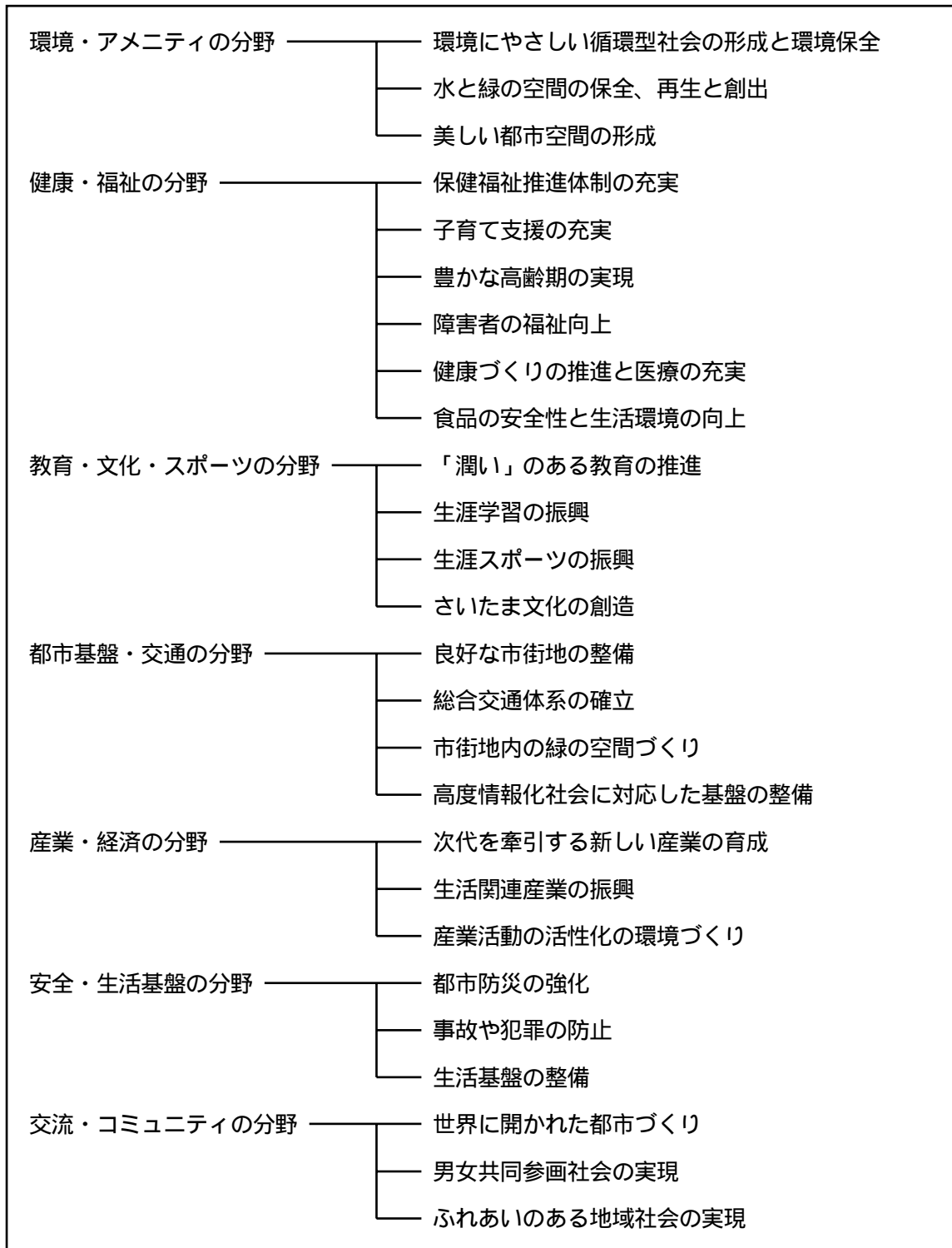
<効果的で効率的な行財政運営による都市づくり>

市政運営に当たっては、透明性の向上を基調として、「何をやるか」、「いかに進めるか」という視点を重視して行財政改革を推進するとともに、簡素で効率的な行政組織機構を基本として、職員的能力開発、行政評価システムの構築、PFIの導入による民間参入の促進、電子市役所の構築などに取り組みます。

また、地方財政の厳しい状況に対応できるよう、自主財源の確保、経常的経費の見直し、適切な市有財産の管理など、長期的に安定した財政運営を目指し、財政基盤の確立を図ります。

さらに、政令指定都市としての区役所の整備・充実に努めるとともに、各行政区が独自性を発揮できるよう権限の強化を図ります。あわせて、政令指定都市にふさわしい東日本の交流拠点として21世紀の首都圏を見据えた広域行政を推進します。

施策の体系



1 環境・アメニティの分野

【施策の方向性】

環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、環境意識の向上に努めるとともに、市民、事業者、行政が連携しながらそれぞれの役割と責任を果たします。

公害の防止、廃棄物の発生・排出の抑制、資源の循環利用やエネルギーの有効利用を進めます。見沼田圃や河川など、自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出を進めながら、多様な生態系の保全を図ります。また、緑と水の拠点づくりやネットワーク化などによって、その活用を図ります。

地域の特性や多様性を尊重しつつ、調和のとれた美しい街並みや魅力ある都市景観の形成を進めます。

【施策の概要】

(1) 環境にやさしい循環型社会の形成と環境保全

地球温暖化防止をはじめ、地球環境問題に地域社会から取り組みます。また、ごみの減量化・リサイクルの推進、ごみ処理施設やリサイクル施設などの整備に努めるとともに、産業廃棄物の発生抑制と適正処理を促進します。

自動車排ガス対策の推進、有害化学物質などに対する発生源対策の推進、合併処理浄化槽の設置促進など、質の高い環境づくりを進めます。

市民の環境学習や環境保全の活動の活性化に向けた支援の充実に努めます。

(2) 水と緑の空間の保全、再生と創出

斜面林などの緑の保全、親水性の高い水辺空間の整備や雨水の貯留・浸透など、水と緑の保全・再生を進めるとともに、水と緑のネットワーク形成を進めます。また、天然記念物の自生地周辺環境の保全など、生物の生息環境の確保を図ります。さらに、セントラルパーク構想の推進など、見沼田圃の保全・活用・創造に努めます。

(3) 美しい都市空間の形成

景観形成重点地区の指定、公共施設のデザインの向上、屋外広告物の規制、電線類の地中化など、地域の景観資源の保全・活用を図りながら、特色ある魅力的な街並みの創造を進めます。

2 健康・福祉の分野

【施策の方向性】

未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、家庭や地域社会と連携しながら、子育てのしやすい環境整備を進めます。

市民が積極的に心と体の健康づくりを進められるよう、地域に根づいた健康・長寿の保健・福祉・医療体制を充実していきます。

高齢者や障害のある人など、だれもが自由に活動できるよう、物理的、制度的、精神的な障壁を取り除き、バリアフリーの社会を築きます。

介護などについて家庭や地域社会が課題を共有するとともに、ボランティア団体、NGO・NPOや民間事業者も交えて多様なニーズにこたえられる保健福祉サービスを生み出し、互いに協力し支えあう地域社会を築きます。

【施策の概要】

(1) 保健福祉推進体制の充実

健康福祉に関わる人材の養成・確保や地域福祉活動の支援などにより、地域社会における保健福祉ネットワークづくりを進めるとともに、保健福祉関連施設の整備促進に努めます。また、利用者が適切なサービスを選択できるよう、福祉・保健・医療の連携の強化、相談体制の充実に努めます。

公共施設のバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインの都市づくりを推進します。

(2) 子育て支援の充実

周産期医療、小児救急医療体制や乳幼児健康診査の充実など、母子保健の充実を図ります。

保育所施設、保育サービスの充実に努め、待機児童の解消を図るとともに、地域における子育て支援ネットワークの構築、放課後児童クラブの充実に努めます。また、児童虐待の防止・予防の推進、児童センターの充実を図ります。

(3) 豊かな高齢期の実現

高齢者の健康づくり活動を支援するとともに、ボランティアなどへの社会参加活動の充実や就業機会の提供に努めます。介護保険によるサービス供給量の確保と質の向上を図りながら、ケアマネジメントの充実などにより制度の円滑な運営を進めるとともに、地域ケア体制の構築と在宅福祉サービスの充実を進めます。

(4) 障害者の福祉向上

専門的療育機関の充実、保健・医療や地域リハビリテーション体制の整備、生活ホーム・グ

ループホームの設置促進など、療育及び生活支援の充実を図ります。また、障害者が活動しやすい環境の整備を進めながら、障害児教育の充実、就労の支援など、自立と社会参加のための環境整備に努めます。

(5) 健康づくりの推進と医療の充実

市民の健康づくりの意識啓発に努めるとともに、保健所・保健センターの機能向上を進め、疾病予防対策の充実を図ります。また、各医療機関の機能の連携と分担の明確化、市立病院の整備充実、救急医療体制の充実など、医療サービスの拡充を図ります。

(6) 食品の安全性と生活環境の向上

食品や医薬品、住宅などによる健康被害を防止するよう、監視・検査体制の強化に努めます。また、動物愛護に対する意識の高揚や動物由来感染症に関する知識の普及啓発を図ります。

3 教育・文化・スポーツの分野

【施策の方向性】

家庭、学校と地域社会が連携を深めながら、開かれた学校づくりを進め、一人ひとりの個性の尊重を基本として、豊かな人間性と健全な社会性を身につけた次世代を担う子どもを育てていきます。また、地域社会とのふれあいを深め、郷土を愛する青少年を育てていきます。

市民のだれもが生涯を通じ、それぞれの関心に応じて学びながら成長できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。

市民のだれもが年齢や体力に応じてスポーツに親しみ、家庭や地域で気軽にレクリエーションを楽しめるよう、「一市民スポーツ」を推進します。

地域固有の資源の再発見、世界の文化とのふれあいのなかで、生活をより豊かにするさいたま文化の創造を目指します。

【施策の概要】

(1) 「潤い」のある教育の推進

学校施設・設備の整備充実、教職員の資質向上など教育環境の向上を図るとともに、教科指導の充実、総合的な学習の時間、体験学習の充実や特別支援教育の推進など、時代の要請に対応したきめ細かな教育を推進します。また、家庭、地域との協働による教育や開かれた学校運営に努め、地域に根ざした教育を進めます。

(2) 生涯学習の振興

図書館、公民館やコミュニティ施設などの身近な公共施設や中核的な生涯学習機能の充実、関連施設の情報ネットワーク化など、学習環境の充実を図るとともに、人材の育成・活用、多様な学習機会の提供を進めながら、市民の自主的な学習活動を支援します。

家庭教育の支援、青少年の社会参加機会の充実など、青少年の健全育成を進めます。

(3) 生涯スポーツの振興

学校体育施設を含めたスポーツ・レクリエーション施設の充実を進めるとともに、多彩なプログラムの提供など、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。また、人材育成や市民活動グループに対する支援とともに、総合型地域スポーツクラブの設立・運営の支援に努めます。

Jリーグチームを支援しながら連携を深め、サッカーのまちづくりを推進します。

(4) さいたま文化の創造

地域の文化財や伝統行事などを保存・継承するとともに、地域の歴史的・文化的資源として周知を図り、生涯学習活動や地域間交流にも活用していきます。また、芸術・文化活動の場の

充実、活動の支援、鑑賞機会の充実に努め、芸術・文化の振興を図るとともに、国内外との交流を通じて、本市の特色ある文化を発信していきます。

4 都市基盤・交通の分野

【施策の方向性】

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた都市基盤整備を進めるとともに、秩序ある土地利用を図ります。

地域の均衡ある発展のため、既成の市街地の再生に取り組み、都市機能の集積・再配置を図るとともに、良好な市街地の形成を進めます。また、公園や街路樹など市街地の緑を創出し、潤いのある都市空間の形成を図ります。

広域交通の骨格となる道路整備を促進するとともに、市内各地区の連携を図る幹線道路の体系的な整備を進め、円滑な都市活動を確保します。また、安全で快適な生活道路や歩行者空間の整備を進めます。

鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性向上、自転車利用の促進など、交通需要に応じた総合交通体系の確立を図ります。また、より環境への負荷が少ない新しい公共交通システムの導入に取り組みます。

高度情報化に対応した情報通信基盤の整備を促進し、これらを活用できるよう環境の整備を図ります。

【施策の概要】

(1) 良好な市街地の整備

都心・副都心においては、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより都市基盤整備を推進するとともに、特性に応じた都市機能の集積、快適な空間の創出、都心居住の促進を図ります。

既成の市街地では、市街地開発事業などにより土地の高度利用、都市機能の再生、市街地環境の改善を図ります。

市街地では、適切な土地利用規制と開発許可制度の運用により無秩序な開発の抑制に努めるとともに、地区計画制度の活用を図りながら、土地区画整理事業などにより良好な住宅地の形成を計画的に進めます。

(2) 総合交通体系の確立

交通ネットワーク整備方針の確立を図るとともに、広域幹線道路、都市内幹線道路の計画的な整備、交差点改良、踏切の立体交差化を推進します。また、歩道の設置、道路のバリアフリー化や道路の緑化など、道路環境の改善を進めます。あわせて、生活道路の整備に努めます。

地下鉄7号線の延伸、地下鉄6号線の延伸構想の具体化など、鉄道輸送サービスの充実を促

進するとともに、バス輸送サービスの充実、交通機関の乗り継ぎの利便性向上を図ります。また、交通需要マネジメント、自転車の利用環境の整備を推進します。

(3) 市街地内の緑の空間づくり

学校などの公共施設、駅前広場、道路や河川などの公共空間の緑化を推進するとともに、市民の自主的な活動の支援をして民有地の緑化を促進します。あわせて、生産緑地地区など、市街地内の緑地空間の維持を図ります。

多くの市民が利用する都市基幹公園や住民に身近な住区基幹公園など、地域の資源や特性を生かしながら公園・緑地の整備に努めるとともに、既存の公園のリフレッシュ整備を進めます。

(4) 高度情報化社会に対応した基盤の整備

市民がITを活用していけるよう、情報教育・情報学習の充実を図るとともに、地域住民や市内中小企業におけるIT活用の支援に努めます。あわせて、個人情報の保護に努めながら、市民サービスの向上、行政事務の効率化・高度化に向けて、電子市役所の構築を進めます。

5 産業・経済の分野

【施策の方向性】

多様な業務機能の集積を図るなど、都市機能の高度化を進め、自立都市づくりに取り組みます。産学官連携、異業種交流などを通じた人や情報のネットワークづくりを促進し、地域産業の育成を図るとともに、市内企業・事業所活動の活性化に取り組みます。

起業の支援や NGO・NPO 活動の活性化などにより、都市型生活関連産業や情報・環境関連産業、コミュニティビジネスなどの新しい産業の創造に積極的に取り組みます。

人々が集い、出会い、買物を楽しめる憩いと賑わいの空間を創出するとともに、時代の変化に対応できるよう商業・サービス業の振興を支援します。また、地域資源を活用しながら、魅力ある観光の振興を図ります。

農業の多面的な機能を重視しながら、市内に残された優良農地の維持を図り、都市農業の活性化に取り組みます。

ライフスタイルに応じた多様な就業機会の創出、雇用促進の支援を図ります。

【施策の概要】

(1) 次代を牽引する新しい産業の育成

NPO や市民団体、商店会などによるコミュニティビジネスへの取り組みの支援など、新しい生活産業の育成を図るとともに、さいたま新都心に立地する行政機能・業務機能の集積を生かしながら、広域的な中心性を持つ業務機能の一層の集積・高度化を図ります。また、市内の製造業の高度化を支援し、創造型産業づくりに取り組みます。

(2) 生活関連産業の振興

都心などでは、商業・業務機能の再編・整備や集客力の向上により個性と魅力ある都心商業地区の形成を図ります。また、商業者、企業、市民と連携しながら、地域特性に応じて、まちづくりとの一体化を図るなかで、商店街（会）の活性化を進めます。

人形づくりや盆栽などの伝統や技術を継承し振興に努めるとともに、これら地域資源を生かしたイベントの開催支援、文化・歴史的な資源のネットワーク化及びコンベンションとの連携を図りながら観光振興を進めます。

優良農地の保全、農業生産基盤の整備、担い手の確保・育成などを通じて生産性の高い農業の振興を図ります。また、新鮮さや安全性に優れた農産物の提供など、食の安全性に対する消費者の関心に対応しながら、地産地消と環境保全型農業を推進し、市民と農業のふれあいを深めるなど農業の多面的な振興を図ります。

(3) 産業活動の活性化の環境づくり

産学官交流、異業種交流など様々な交流や、地域の人材と中小企業や起業家を結ぶ仕組みづくりを通じて、人・情報のネットワークづくりを促進します。

創業者や中小企業者への支援により、産業活性化のための環境づくりを推進します。

職業能力の開発、労働情報の提供、働きやすい就業環境づくりなど、就業を促進するとともに、勤労者福祉の充実を図ります。

6 安全・生活基盤の分野

【施策の方向性】

市民の生命と財産を守るため、建築物の不燃化・耐震化、治水対策の推進など、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら消防・防災体制の充実を図ります。

交通事故や犯罪のない都市、高齢者や子ども、障害のある人をはじめ、すべての市民が安全に暮らせる都市を目指します。

水の安定的な供給、下水道の普及など、市民生活を支える基盤整備を進めます。

【施策の概要】

(1) 都市防災の強化

オープンスペースの確保、建築物の不燃化など、災害に強い都市構造の構築を進めるとともに、河川改修・排水路の整備や雨水流出量の抑制など、総合的な治水対策を推進します。また、防災施設の整備、自主防災組織の育成などにより防災体制の確立に努めます。

消防署・所の整備、消防車両・救急車両や資機材の整備・高度化、耐震性貯水槽の整備、情報システムの整備、人材の育成など、消防救急体制の充実を図ります。

(2) 事故や犯罪の防止

交通安全施設の整備、交通安全教育の充実など、交通安全対策を推進するとともに、駐車場・自転車駐車場の整備や放置自転車対策を推進します。

街路灯の設置や地域での防犯活動の推進など、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めます。

安全な消費生活のため、消費者への情報提供や相談体制の充実を図るとともに、消費者の自主的な活動の支援に努めます。

(3) 生活基盤の整備

水源の確保・保全、水道施設・設備の更新整備、水質管理体制の充実などに努め、安全で良質な水の安定的な供給を図るとともに、効率的な水道事業経営を進めます。

公共下水道の整備、老朽管渠などの更新、下水道処理水の水質改善に努めます。また、し尿の適正な処理に努めます。

良質な賃貸住宅の供給を促進するとともに、市営住宅の計画的な更新や改善に努めます。

7 交流・コミュニティの分野

【施策の方向性】

コンベンション機能や情報発信機能など、広域的な交流機能を充実するとともに、産業・経済、文化、スポーツなど幅広い分野で、国内外との交流を進めます。

異文化交流を進めながら、外国の人にも住みやすい、世界に開かれた都市を目指します。

男女共同参画社会の実現を図るとともに、年齢の違い、障害の有無などにかかわらず、一人ひとりを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を発揮し、共に参画できる地域社会を築きます。

地域におけるまつり、イベントの開催や世代間の交流などを進め、ふれあいのある地域社会を築きます。

【施策の概要】

(1) 世界に開かれた都市づくり

コンベンションの誘致や受け入れ体制の充実、市民の国際交流活動の支援など、交流機能の充実を図るとともに、盆栽、サッカー、人形や城下町の風情など、多様な地域資源を生かしながら国内外との多様な交流を促進します。

人権教育や人権啓発など、人権を尊重する都市づくりを進めるとともに、ボランティア団体と連携しながら、在住外国人に対する行政情報提供サービスの充実など、外国人も参加しやすく、暮らしやすい地域社会を築いていきます。

(2) 男女共同参画社会の実現

拠点機能の充実や推進体制の確立とともに家庭と社会の活動を両立できる環境整備に努めます。

あらゆる分野における男女共同参画の推進のため、各種審議会など政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を進め、女性リーダーの育成を支援します。

(3) ふれあいのある地域社会の実現

自治会など地域社会における活動、テーマコミュニティの形成に向けた活動など、市民の自主的なコミュニティ活動を支援するとともに、その活動拠点の充実、施設のネットワーク化を図ります。

財政計画

(1) 財政計画の基本的な考え方

< 財政計画の前提条件 >

財政計画の前提条件は次のとおりです。

現行の税財政制度を基本として推計を行います。

計画期間は平成 17 年度～平成 26 年度の 10 年間とします。

新市全域を政令指定都市とします。

< 財政推計の考え方・方法 >

財政推計の考え方・方法は次のとおりです。

平成 16 年度当初予算（普通会計）をベースとします。

過去の普通会計決算状況の推移（原則として平成 10 年度～平成 14 年度）を基調として各科目の歳入・歳出を推計します。

合併に伴う効果・影響を反映します。

合併特例債の活用

人件費（特別職、一般職員、市議会議員分）の減少

岩槻市域における事業所税の賦課、都市計画税の税率変更、手数料の変更 など
岩槻市域における政令指定都市への移行等に伴う効果・影響を反映します。

大都市特例による歳入の算入

埼玉県からの移譲事務に関する歳入・歳出の算入

普通交付税は、政令指定都市として推計を行います。

上記以外の主要な費目の推計の考え方・方法

(歳入)

- ・ 地方税：個人市民税：生産年齢人口（15～64 歳人口）の変化動向を踏まえます。
：法人市民税：経済見通しを踏まえます。
- ・ 地方譲与税：実績伸び率を参考とします。
- ・ 国、県支出金：「構造改革と経済財政の中期展望 2003 年度改定」を参考とします。
- ・ 地方債：起債制限比率 13%以下を維持します。

(歳出)

- ・ 人件費：平成 10 年度～平成 14 年度の伸び率を参考とします。
- ・ 扶助費：年少人口（0～14 歳人口）、老年人口（65 歳以上人口）の変化動向を踏まえます。
- ・ 公債費：既発行の市債の償還に加え、新規に発行（市推計値より）する市債の償還を見込みます。
- ・ 普通建設事業費：現在の規模をベースとしてその他合併特例を勘案します。

(2) 財政計画(平成17年度~平成26年度)

歳入

(単位:百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方税	188,891	191,990	194,560	197,179	199,827
地方譲与税	5,493	5,516	5,534	5,553	5,572
利子割交付金	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
配当割交付金	291	291	291	291	291
株式等譲渡所得割交付金	155	155	155	155	155
地方消費税交付金	9,588	9,892	10,204	10,524	10,854
ゴルフ場利用税交付金	120	120	120	120	120
自動車取得税交付金	3,249	3,249	3,249	3,249	3,249
軽油引取税交付金	6,974	6,974	6,974	6,974	6,974
地方特例交付金	8,272	8,272	8,272	8,272	8,272
地方交付税	6,517	6,212	6,211	6,222	6,657
交通安全対策特別交付金	447	447	447	447	447
分担金・負担金	1,128	1,155	1,183	1,211	1,241
使用料・手数料	10,555	10,703	10,853	11,005	11,159
国庫支出金	39,471	38,958	38,325	37,691	37,051
県支出金	6,114	6,035	5,937	5,839	5,739
財産収入	3,009	3,009	3,009	3,009	3,009
諸収入	21,733	21,733	21,733	21,733	21,733
地方債	55,115	55,698	53,731	56,453	53,733
歳入合計	368,722	372,009	372,388	377,527	377,683

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	202,521	204,993	207,513	210,082	212,701
地方譲与税	5,592	5,613	5,636	5,661	5,686
利子割交付金	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
配当割交付金	291	291	291	291	291
株式等譲渡所得割交付金	155	155	155	155	155
地方消費税交付金	11,192	11,512	11,840	12,176	12,521
ゴルフ場利用税交付金	120	120	120	120	120
自動車取得税交付金	3,249	3,249	3,249	3,249	3,249
軽油引取税交付金	6,974	6,974	6,974	6,974	6,974
地方特例交付金	8,272	8,272	8,272	8,272	8,272
地方交付税	7,086	7,724	7,927	7,742	7,473
交通安全対策特別交付金	447	447	447	447	447
分担金・負担金	1,271	1,302	1,334	1,367	1,401
使用料・手数料	11,315	11,473	11,634	11,797	11,962
国庫支出金	36,422	35,802	35,193	34,595	34,007
県支出金	5,642	5,546	5,452	5,359	5,268
財産収入	3,009	3,009	3,009	3,009	3,009
諸収入	21,733	21,733	21,733	21,733	21,733
地方債	53,047	52,582	50,177	49,572	49,011
歳入合計	379,938	382,397	382,556	384,201	385,880

歳出

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人件費	74,179	74,244	74,309	74,375	74,442
扶助費	41,499	41,981	42,463	42,945	43,428
公債費	36,004	38,693	38,473	43,011	42,764
物件費	62,340	62,340	62,340	62,340	62,340
維持補修費	5,218	5,269	5,321	5,374	5,427
補助費等	14,863	14,863	14,863	14,863	14,663
繰出金	33,719	33,719	33,719	33,719	33,719
投資・出資・貸付金	16,399	16,399	16,399	16,399	16,399
積立金	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
普通建設事業費	83,471	83,471	83,471	83,471	83,471
歳出合計	368,722	372,009	372,388	377,527	377,683

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人件費	74,668	74,777	75,004	75,232	75,461
扶助費	43,910	44,391	44,872	45,354	45,835
公債費	44,204	45,963	45,303	46,224	47,077
物件費	62,340	62,340	62,340	62,340	62,340
維持補修費	5,534	5,644	5,755	5,869	5,985
補助費等	14,663	14,663	14,663	14,563	14,563
繰出金	33,719	33,719	33,719	33,719	33,719
投資・出資・貸付金	16,399	16,399	16,399	16,399	16,399
積立金	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
普通建設事業費	83,471	83,471	83,471	83,471	83,471
歳出合計	379,938	382,397	382,556	384,201	385,880